

平成 29 年 秋の全国交通安全運動

秋口から年末にかけて、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯（午後 4 時から午後 8 時）」において重大事故につながるおそれのある交通事故が多発する傾向にあります。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

実施期間

平成 29 年 9 月 21 日（木）～ 9 月 30 日（土）

運動の重点

◎子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- 子供や高齢者を見かけたら速度を落とすなど「思いやり運転」をしましょう。
- 70 歳以上の運転者は、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）を表示しましょう。

◎夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- 「早めのライト点灯」と「ハイビーム走行（ハイビームが基本）」を励行しましょう。
- 夕暮れ時や夜間は、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ色の服装や反射材用品等を利用しましょう。
- 「自転車安全利用五則」を理解し、交通ルール・マナーの向上に努めましょう。
- 自転車が加害者となる事故も発生している現状を理解し、損害賠償任意保険等に加入しましょう。

◎全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 道路交通法では、全ての座席においてシートベルトやチャイルドシートの着用が義務付けられています。高速乗合バスや貸切バス等に乗車する際も、全席シートベルトを着用しましょう。
- 平成 28 年中の交通死亡事故におけるシートベルト非着用率は 50% で、そのうち 6 割の方は着用していれば命を落とすことはなかったと思われまます。

◎飲酒運転の根絶

- 飲酒運転をなくすための 3 つの約束
- 約束①: お酒を飲んだら運転しない（しない）
- 約束②: 運転する人にはお酒を飲ませない（させない）
- 約束③: お酒を飲んだ人には運転させない（許さない）

